

榎尾川ダム建設事業について（意見具申）

平成 22 年 1 月 25 日
大阪府建設事業評価委員会

平成 21 年度上期の審議案件のうち、再々評価案件である榎尾川ダム建設事業について、下記のとおり意見具申を行う。

記

本事業は、平成 12 年度に策定された「大津川水系河川整備計画」の中の一つに位置づけられたダム建設事業である。

本委員会においては、平成 11 年度と平成 16 年度の評価の際に意見具申を行い、事業が継続されている。今回の審議は再々評価であることから、前回評価時点からの事業の進捗状況や事業を巡る状況の変化を踏まえて点検を行うこととするが、今回の審議においても、多くの府民意見が提出されたところであり、現時点における本事業の必要性や代替手法と比較した優位性等を改めて点検することとした。

（1）事業目的及び概要

本事業は、榎尾川上流部に自然調節式の重力式コンクリートダムを建設するものである。ダムの目的は洪水調節及び流水の正常な機能の維持であり、治水対策の計画降雨量は 100 年に 1 度の確率降水量（時間雨量 86.9 mm）である（以下、榎尾川における 100 年に 1 度の確率降雨の対策を「1/100 年対策」という。）。

ダムの概要は次のとおりである。

ダム堤体	ダム高 43m、堤頂長 129.5m、堤体積 5.8 万 m ³
ダム容量	総貯水量 140 万 m ³ （洪水調節容量 84 万 m ³ 、不特定利水容量 45 万 m ³ 、堆砂容量 11 万 m ³ ）、湛水面積 10.7ha（洪水調節時）
道路	付替道路（国道 170 号から 3.3 km）、左岸管理用道路（ダムから上流へ 1.1 km）

本事業は、平成 12 年度に策定された「大津川水系河川整備方針」「大津川水系河川整備計画」における治水対策の一つである。同整備計画の目標は、将来的には概ね 100 年に 1 度発生する大雨（時間雨量 86.9 mm）が降った場合に発生する洪水を安全に流下させるものとし、当面の目標として時間雨量 50 mm の降雨による洪水を防御するもの（以下、「50 ミリ対策」という。）としているが、本ダムは 1/100 年対策を行うものである。

同計画の対象期間は、計画策定から概ね 15 年とされており、平成 27 年度までが整備目標期間となっている。なお、同整備計画は、平成 12 年度に策定されて以降、変更はされていない。

(2) 事業の進捗状況

本事業の進捗状況（平成 20 年度末時点）は次のとおりである。

項目	進捗率	算出内訳	備考
用地買収	92%	15.7ha/17.1ha（面積ベース）	5 戸移転済（付替道路用地分）
工事	17%	14 億円/84 億円（金額ベース）	ダム本体工事は H21 から開始
付替道路	36%	1.2 km/3.3 km（距離ベース）	

本事業については、平成 3 年度に実施計画調査に着手し、平成 7 年度に事業採択され、平成 13 年度に事業着手されている。ダムの本体工事については、平成 20 年度開始予定であったが、平成 20 年 6 月策定の府の財政再建プログラム（案）により 1 年先送りとなり、平成 21 年 1 月に入札手続きを行い、同年 5 月に議会承認を経て契約（契約期間：平成 27 年度まで、契約金額：約 31 億円）を締結している。

本事業の投資状況は、総事業費 128 億円のうち平成 20 年度末時点の投資済額は 47 億円で、残事業費は 81 億円であり、その内訳は次のとおりである。

	事業費	投資済額	残事業費
調査費等	23 億円	16 億円	7 億円
用地費	21 億円	17 億円	4 億円
工事費	84 億円	14 億円	70 億円
合計（注）	128 億円	47 億円	81 億円

（注）今後の投資の比較（P6 以降）では、平成 21 年度末時点の数値（投資済 58 億円、残事業費 70 億円）が示されたため、それに基づいて比較を行っている。

本ダムの完成時期については、前回評価では平成 23 年度を予定していたが、府の財政事情や財政再建プログラム（案）による 1 年先送りの影響により平成 27 年度に遅れる。なお、槇尾川の中下流部の河川改修（50 ミリ対策）については、平成 20 年度末時点で約 7 割（実施状況 4.2 km/6.9 km、投資状況 78 億円/105 億円）が整備済みであり、「大津川水系河川整備計画」に沿って平成 27 年度完成を予定している。従って、結果としては、上流のダムと中下流の河川改修は、同計画に沿って同じ平成 27 年度に完成が予定されていることになる。

(3) 治水対策の必要性

大阪府では、治水対策の将来目標として、平成 8 年に策定した「河川整備長期計画」（目標 2025 年（H37））において、「一生に一度経験するような大雨（概ね時間雨量 80 mm）」に対応する方針としている。人口や資産が集中し、幹線交通施設等の重要な都市施設があるなど水害による影響が大きい河川については 1/100 年（時間雨量概ね 80 mm）対策を行うこととし、その他の河川については、50 ミリ対策を当面の目標として段階的に実施している。「大阪府都市基盤整備中期計画（案）改定版」（H17 年 3 月策定）においては、大阪府内の 50 ミリ対策目標を平成 22 年度末までに 90%と設定している。

本委員会では、平成 11 年度の意見具申において、50 ミリ対策は府民が最低限保

障される水準（シビルミニマム）であり、行政の責務であると判断している。府内の50ミリ対策は平成10年度末の84%から、平成20年度末では89%に進捗しているが、今日においても行政が取り組むべき最低限の基準と考えられる。

府内の50ミリ対策が89%に達しているのに対し、槇尾川における50ミリ対策の進捗状況は70%と遅れていること、また、「大津川水系河川整備計画」において平成27年度を目標に整備を進めることとしていることから、治水対策（50ミリ対策）の必要性は認められる。

なお、今回、槇尾川上流部における治水対策の必要性を確認したところ、昭和57年（時間最大雨量37mm）及び平成7年（時間最大雨量46mm）の大雨における槇尾川上流部の物的被害状況は次のとおりとの報告を受けた。

発生年	降雨量	被害状況	槇尾川上流部被害 (判明しているものに限る)
昭和57年	時間最大雨量 37mm 最大日雨量 194mm 総雨量 388mm	浸水面積約 11ha 床上浸水 2戸 床下浸水約 530戸 護岸崩壊 40ヶ所 破堤 3ヶ所	護岸崩壊 5ヶ所 床下浸水 30戸 農地浸水 道路冠水
平成7年	時間最大雨量 46mm 最大日雨量 192mm 総雨量 245mm	浸水面積約 7ha 床上浸水 7戸 床下浸水 24戸 護岸崩壊 26ヶ所 破堤 1ヶ所	護岸崩壊 4ヶ所 農地浸水 道路冠水

また、平成16年3月の「槇尾川ダム治水計画検討業務委託報告書」によると、時間雨量50mmに近い10年に1回の確率雨量（時間雨量42mm）の場合の槇尾川上流部の被害想定は次のとおりであり、主に上流部でも父鬼川の合流点に近い場所で、一定の被害が生じる可能性があることを確認した。

想定被害額	1.5億円
浸水世帯数	17.3世帯
最大浸水面積	6.6ha
平均浸水深	20.8cm
最大浸水深	52.0cm

(4) 費用便益比 (B/C)

本事業のB/Cについては、国の「治水経済調査マニュアル（H17年4月）」に基づいて算出したところ、前回（H16）の評価での1.46に対し、今回1.27であることを部局提出資料で確認した。変動した主な要因は、資産データの変更及び事業時期、年度毎の事業額等の変更によるものである。

なお、工事費は前回評価に比べ約8億円減少（平成19年度に本体工事費を約3.9億円縮減する旨の報告済み）しているが、用地費が約8億円増加しており、結

果として総事業費は 128 億円で変動はない。

工事費の減少の理由は、ダム工事における新工法の採用による堤頂長の縮小や付替道路の橋梁形式の変更といった施工計画の変更によるものであり、用地費が増加した理由は、現地調査の結果、地目が確定したことにより買収費や補償費が増加したためであることを確認した。

(5) 自然環境への影響と対策

ダム建設による自然環境への影響については、前回の平成 16 年度評価の意見具申では、「具体的な対策をまとめること」「自然環境の回復について、既存の人工林から広葉樹への樹種転換など積極的な再生に取り組むこと」「槇尾川全体の河川環境対策に配慮すること」を条件として付したところである。

具体的な対策については、平成 19 年度に「槇尾川ダム自然環境保全計画」を策定したことについて報告を受けている。

同計画に沿って、植生回復実験や自生サクラの育苗実験、カジカガエル等の生育調査を実施しており、今後、自然性二次林の復元や 10 年、20 年単位での植生回復のモニタリングを行うことなどに取り組むことを確認した。

自然環境対策に係る費用については、前回評価時点 (H16) において、総事業費を 97 億円から 128 億円に増加する中に含まれており、自然環境調査費等の測量試験費 11 億円増加のうち、約 6.4 億円が自然環境対策費であることを確認した。また、完了後の対策については、ダムの維持管理費から支出することを確認した。

なお、本事業の実施に当たっては、ダム本体の工法や付替道路、左岸管理用道路について、自然環境へ配慮した見直しを行っていることを確認した。

(6) 代替案との比較

本ダム事業については、前回 (H16) 及び前々回 (H11) の委員会において、ダムの代替手法として、河川改修や遊水地を比較検討してきたところである。

前回 (H16) の評価における意見具申では、ダムが 1/100 年対策で計画されていることから、代替案の中で最もコストの低い「河川改修 (掘削) 案」と 1/100 年対策で比較を行ったところ、経済的な優劣の差はほとんどないものの、50 ミリ対策における災害リスクの早期回避が図られることなどから、「河川改修+ダム案」を優位と判断したところである。

その後府においては、平成 20 年 2 月に財政非常事態宣言が行われるほど極めて厳しい財政状況になり、また、1/100 年対策の達成時期が必ずしも明確でないことから、当面の 50 ミリ対策の整備を前提にしても「河川改修+ダム案」が優位であるかどうかを点検することとした。

そこで今年度の本委員会においては、「河川改修+ダム」の場合と「河川改修 (掘削)」の場合のそれぞれの 50 ミリ対策に要する費用についての試算の提出を求め、次のとおり説明を受けた。

【第3回委員会(H21.8.18)での部局説明資料をもとに作成】

[単位：億円、() H20 年度末残事業費]

	河川改修+ダム		河川改修 (掘削)		備 考
	845*1		861*1		*1 1/100 年対策までの全事業費
	50 ミリ 対策	1/100 年 対策	50 ミリ 対策	1/100 年 対策	
	212 (95)	633	202 (124)	659	
中下流 河川改修	105*2 (27)	618	105*2 (27)	648	*2 50 ミリ対策必要区間を改修
ダム	107*3 (68)	—	—	—	*3 総事業費(128 億円)から不特定 容量分(21 億円)除く。ダムは 1/100 年対策を満たす。
上流 河川改修	—	15	97*4 (97)	11	*4 全区間(1.6 km)で 50 ミリ対策改 修(1/100 年対策手戻りなし)

〔代替案の河川改修費用〕

①部局の説明資料によると、仮にダムを建設せずに、槇尾川上流部において将来の1/100年対策を前提とした50ミリ対策の河川改修を行う場合の費用は<97億円>である(8/18第3回委員会)。本河川改修は、父鬼川の合流点からダム建設地点までの1.6kmの区間について、将来の1/100年対策を見込んで河道を拡幅し、両側に幅3mの管理用道路を整備するための用地買収を行うことを前提としている。

50ミリ対策の河川整備を行う場合に、将来の1/100年対策を見込んだ河道等の拡幅を行うことについては、平成8年に策定した大阪府の「河川整備長期計画」において1/100年対策を目指しており、槇尾川を含む大津川水系の河川整備基本方針に位置づけられ、これらの上位計画に沿って手戻りがないよう河川整備事業を進めるとの説明を受けた。

②但し、槇尾川上流部の1.6km区間の現況河道について、時間雨量50mmに対する流下能力を確認したところ、時間雨量50mmの場合の槇尾川上流部での流量は60m³/秒であり、「槇尾川ダム治水計画検討業務委託報告書」によると、上流部の調査地点33箇所のうち流下能力が不足しているのは約7割(23箇所)であり、時間雨量50mmの流下能力を充足し、不足箇所と一定の距離を保持する箇所を改修せず、それを除く区間(1.1km)のみ改修する場合には、事業費が20億円程度減少し、<約78億円>になることを本委員会で確認した(11/9第6回委員会)。

③さらに、将来の1/100年対策を施工する際に手戻りを伴うが、当面の50ミリ対策が可能な最小限の費用を提示するよう第6回委員会(11/9)で指示したところ、<約54億円>であるとの説明を受けたところである(1/12第11回委員会)。

[今後の費用の比較]

①投資必要額について

現在進められているダム事業と、代替案である河川改修事業との経済性を検討するためには、目標達成までの今後の投資必要額を比較するのが適当であると思われる。

ダムの代替案である槇尾川上流部の河川改修の事業費については、当初<97 億円>との説明を受けたが、前述のとおり、時間雨量 50 mmの流下能力が不足している区間 (1.1 km) のみの改修であれば<約 78 億円>であり、さらに、将来の 1/100 年対策の手戻りを伴う当面必要最小限の 50 ミリ対策については<約 54 億円>となる。

ダムの総事業費 128 億円には、河川の正常流量の維持や渇水対策のための不特定容量分 21 億円を含んでいる。前回 (H16) の評価においては、これを控除した 107 億円で代替案との費用比較を行っているが、今回はこれを含めることとする。なお、ダム事業については、2 ページの表のとおり、総事業費 128 億円で、評価調書によると平成 20 年度末時点で 47 億円が投資済みであるが、平成 21 年度末での投資済額については 58 億円であり、今後の投資必要額は<70 億円>との説明を受けた。

一方、河川改修事業に変更する場合には、新規事業であるため、いずれも事業費全額が今後の投資必要額となる。

②その他費用について

次に、仮に治水対策の手法をダムから河川改修に変更する場合には、直接的整備費以外の追加コストが今後発生する可能性がある。

現行のダム事業を中止し、河川改修事業に変更する場合には、付替道路の橋梁など暫定供用に係る費用 6.5 億円、ダムの本体工事契約の損害賠償や現場復旧費など 3.5 億円の合計 10 億円が当面必要になる可能性があることを確認した (次表の「河川改修に変更する場合の追加費用」)。

なお、ダムを中止する場合、将来の 1/100 年対策において、中下流の改修済み護岸や橋梁等の補強、井堰の再構築で約 7 億円の費用が発生することも確認した。

また、現行ダム事業を中止する場合の国の補助金の取扱いは、平成 10 年 5 月閣議決定の地方分権推進計画に基づき、長期にわたり実施中の国庫補助事業を再評価して事業を中断し、補助金適正化法第 10 条第 1 項の適用がある場合には、事業執行が済んだ部分について補助金を返還する必要がないことを確認した。

なお、現行ダム事業を中止すると、約 21 億円かけて取得したダム用地等が活用困難になることを確認した。

以上のことから、今後の上流部の当面 50 ミリ対策での費用比較を整理すると、次のとおりとなる。

(単位：億円、平成 21 年度末時点)

	ダム事業を継続する場合 (ダムは 1/100 年対策を満たす。ダム事業費は不特定容量分含む)	河川改修事業に変更する場合		
		上流全区间 (1.6km)を改修 (将来の 1/100 年対策を見込む 50 ミリ対策)	左記の手法で 50 ミリ対策不足 区間(1.1km) のみ改修	将来 1/100 年 対策の手戻り を伴う当面 必要最小限の 50 ミリ対策
総整備事業費	128	97	78	54
(うち投資済額)	(58)	(0)	(0)	(0)
今後投資必要額	70	97	78	54
河川改修に変更する場合の追加費用	—	10	10	10
整備関係の今後 必要支出額	70	107	88	64

代替案との費用比較については、初期投資額だけでなく、維持管理費を含めたトータルコストで検討することが必要と考えるが、維持管理費を詳細に見込むことは難しいため、国の河川砂防技術基準に基づき、ダムでも河川改修でも年間の維持管理費を総事業費の 0.5%と見込むこととされており、その場合、総事業費が同程度であれば、維持管理費も同程度であることを確認した(11/9 第 6 回委員会)。

その後、第 11 回委員会(1/12)において、「槇尾川ダム建設事業等に関する有識者会議」の結果説明の中で、維持管理費は、実績ベースによると、ダム事業の場合は 30 年間で 21.4 億円、河川改修事業の場合は 9.9 億円であり、ダム事業のほうが 11.5 億円高くなるとの説明を受けた。

なお、わが国の他のダムで完成後に土砂崩れや漏水により多額の追加費用が発生している事例があるが、本ダム周辺の土砂崩れについては専門家による現地踏査等を実施し、その可能性が極めて低いこと、また、漏水についても必要な調査を実施しており、完成後の湛水試験時にも安全性を確認するとの説明を受けた。

[事業効果の比較]

河川改修の場合は、50 ミリ対策の整備を行う場合には、それに見合った流下能力の向上が図られるが、現行のダム事業については、計画雨量を 1/100 年確率(時間雨量 86.9 mm)としているため、ダムが完成することにより、ダム直下はもとより、槇尾川中下流部にも 50 ミリ対策以上の治水効果が発生するものと考えられる。

また、本ダム事業については、常時の貯水機能があるため、渇水時の農業用の水量を確保する効果も期待できることを確認した。

〔整備時期の比較〕

現在の計画では、槇尾川中下流部の河川改修事業（50 ミリ対策）と上流部におけるダム事業を同時に進めることで災害リスクを早期に回避することとしており、その完成時期は、いずれも平成 27 年度になる。

仮にダムを建設せず、槇尾川上流部を河川改修に変更する場合には、地元の合意や河川整備計画等の変更、測量設計、用地買収などの手続が必要であり、また、河川整備は下流から順に進めないと危険な箇所が発生するとの考えから、中下流部の河川改修が終了した後（H28）に上流部の河川改修の工事に着手することになり、概ね 10 年間の工事期間がかかるとの従来からの説明を受けた。

10 年の工事期間については、河川工事は河川を片方ずつ仕切って行き、11 月から 4 月の渇水期に行うこと、また期間の内訳は、2 基の堰の改築に約 1 年、9 基の落差工に約 2 年、9 橋の橋梁の架け替えに約 4 年、護岸工に約 2 年かかるとの説明を受けた（9/17 第 4 回委員会）。

	H21	H27	H28	H37
槇尾川中下流部河川改修	→	完成予定		
槇尾川ダム	→	完成予定		
槇尾川上流部河川改修	地元合意、測量設計、 用地買収等		工事着手→（完成）	

しかし、その後、第 11 回委員会（1/12）において、「槇尾川ダム建設事業等に関する有識者会議」の結果説明の中で、進入路の借地について地権者全員の合意を得ることができ、必要事業費の財源を確保することができる場合には、改修工事の一括発注により、工事期間を 3 年程度に短縮でき、最短で平成 30 年度に完成できる可能性があるとの説明を受けた。

現時点では、ダム建設が進められており、仮に河川改修に変更するとなると、家屋や倉庫など 48 戸（将来の 1/100 対策を見込む 50 ミリ対策の場合）の撤去が必要であり、また、河川改修のための用地買収や河川整備計画変更の説明などにおいて、改めて住民の理解や同意を得る必要がある。

なお、ダム事業については、付替道路の整備のため 5 戸が移転済みだが、水没のため移転が必要となる家屋等はない。

〔代替案との比較のまとめ〕

以上のことから、ダム事業と代替案である河川改修の比較をまとめると次のとおりとなる。

【総整備事業費】（槇尾川全域：上流部+中下流部）（単位：億円、平成 21 年度末時点）

	河川改修+ダム		河川改修（上流全 区間 1.6 km改修） 【8/18 第3回委員会 にて確認】		河川改修（上流 50 ㄹ対策不足区間のみ） 【11/9 第6回委員会 にて確認】		河川改修（上流当 面 50 ㄹ対策） 【1/12 第 11 回委員 会にて確認】	
	50 ㄹ対策の 場合	1/100 年 対策の 場合： 50 ㄹ対策 費に加えて	50 ㄹ対策 の場合（将来 の 1/100 年対策 を見込 む）	1/100 年 対策の 場合： 50 ㄹ対策 費に加えて	50 ㄹ対策 の場合（将来 の 1/100 年対策 を見込 む）	1/100 年 対策の 場合： 50 ㄹ対策 費に加えて	50 ㄹ対策 の場合（将来 の 1/100 年対策 の手戻 りあり）	1/100 年 対策の 場合： 50 ㄹ対策 費に加えて
中下流河川改修 （うち投資済額）	105 (79)	618	105 (79)	648	105 (79)	648	105 (79)	648
ダム （うち投資済額）	128 (58)	—	—	—	—	—	—	—
上流河川改修	—	15	97	11	78	30	54	70
総事業費	233	633 [計 866]	202	659 [計 861]	183	678 [計 861]	159	718 [計 877]

< 今回の整理—今後の必要支出額とその他の条件>（上流部のみ）

整備 関係 の 今後 必要 額	ダム	70	—	—	—
	上流河川 改修	—	97	78	54
	河川改修に 変更する場 合の追加費 用(P6)	—	10	10	10
	合 計	70	107	88	64
ダム又は上流河 川改修の維持管 理費(30年間)	21.4 億円		9.9 億円		
効果発現時期	50 ㄹ対策は平成 27 年度予定		50 ㄹ対策は平成 37 年度見込み (最短で平成 30 年度の可能性あり)		
その他機能	貯水濁水対策機能		なし		
地元合意	合意済み		今後合意必要		
既投資不活用分	なし		ダム用地等		

【まとめ】

〔I〕本ダム事業再々評価の審議

(1) 本ダム建設事業については、平成 11 年度に「再評価（事業採択後 5 年間工事未着手）」、平成 16 年度に「再々評価（再評価後 5 年経過）」が行われ、さらに 5 年を経過して継続中であるため、今回再度「再々評価」を行うものであり、本委員会としては、今年度の上期案件として平成 21 年 6 月から審議を開始し、府民意見の募集や意見陳述、現地視察も行い、審議を重ねてきたところである。

本事業については、前回（H16）の意見具申において、①自然環境の影響への対策、②遅滞ない事業推進、③可能な限りのコスト縮減の 3 つの条件を付したところであり、それらの状況について、まず確認した。

①については、平成 19 年度に自然環境保全計画を策定し、一定の取組みが行われており、今後、自然環境対策を確実にかつ効果的に行う必要がある。②については、府の財政状況に伴い完成予定時期が 4 年遅れ平成 27 年度となるが、「大津川水系河川整備計画」の整備時期と整合性がとれている。③については、総事業費の 128 億円は変わらないものの、工事費の縮減は一定図られていることを確認した。

現行の河川整備計画を踏まえると、本事業の必要性に変化はなく、また、特段進捗上の大きな課題はないと思われる。

(2) 今回の審議では、府の治水対策が長期的には 1/100 年（概ね時間雨量 80 mm 程度）対策を目指していることを踏まえつつ、当面の 50 ミリ対策の観点において、現行ダム事業を継続する場合と河川改修事業に変更する場合の経済性について、今後の投資必要額により比較することとした。また今回、河川改修については、上流部全区間（1.6 km）の整備費用だけでなく、50 ミリ対策が不足している区間（1.1 km）のみを整備する場合や、将来の 1/100 年対策施工の際の手戻りがあるものの当面最小限必要な 50 ミリ対策の費用についても確認作業を行った。

(3) このような審議が進行している中、府では 12 月 25 日に「榎尾川ダム建設事業等に関する有識者会議」を開催し、府の治水対策のあり方や本ダム事業について議論を行い、本評価委員会では、1 月 12 日（第 11 回委員会）にその結果の説明を受けた。

知事は治水対策について河川毎の危険度を踏まえた考え方に見直す方針を示し、今後治水目標や計画を検討すること、また、榎尾川ダムについては、河川改修手法に変更する場合に、様々な条件が全て整えば 10 年から最短 3 年の遅れで済むこと、維持管理費はダムのほうが 30 年間で 11.5 億円高くなること、上流部の対策として河川改修以外のパラペット（越流防止壁）などの選択肢も議論に上がっていることの説明があった。

(4) 知事が治水対策の考え方の根本的見直しに言及している以上、事業の妥当性を判断する前提が変更される可能性があることから、知事に意見具申書を提出する本委員会では審議ができないのではないかとの意見もあったが、本事業については再々評価案件の継続事業であり、また、治水目標は河川整備計画で議論されるべき

もので、現時点で河川整備計画が変更されていない以上、現行計画に照らして事業の妥当性を判断すべきとの意見が過半数を占めたところである。

府では1月下旬に平成22年度予算要求の知事査定ヒアリングが予定されているため、知事への意見具申という本委員会の役割を果たすために、現時点までの本委員会の議論をもとに意見具申のとりまとめを行うこととした。

〔Ⅱ〕ダム事業と代替的手法（河川改修）の比較

(1) 現行の府の治水整備方針を踏まえつつも、如何に当面の50ミリ対策の治水効果を効率的に発現させるかが重要であることから、当面の50ミリ対策において現行ダム事業と代替的手法である河川改修事業について、過去の評価（H11、H16）の審議では考察していない点も含め様々な観点から比較を行った。

(2) 現行ダム事業と当面必要最小限の50ミリ対策の河川改修事業を比較した場合、ダムの今後投資必要額が70億円で、河川改修の必要事業費は54億円である。仮にダムから河川改修に変更する場合は、付替道路や現場復旧関係費など10億円程度が必要になる可能性があり、河川改修事業への変更必要額は合計約64億円となり、両事業に必要な支出額の差は6億円程度となる。また、完成後の維持管理費については、ダムが河川改修より30年間で11.5億円高くなるとの説明もあり、ごく単純な費用上の比較をすればダム事業が17.5億円高いことになる。

なお、もし事業実施前での費用比較を行ったとすると、ダム事業が128億円、河川改修事業は54億円であり、かなりの差が生ずることになる。これは事業の前提となる治水目標（計画）に関わる問題でもあり、府においては、整備計画段階で財政面等を考慮に入れた治水目標の議論を十分すべきであろう。

(3) 費用面の比較は以上のとおりであるが、現行ダム事業については、現在そのまま継続すると平成27年度には完成する予定である。仮に河川改修事業に変更した場合の完成時期は必ずしも確定的ではなく、3年～10年遅れることが予想される。また、完成時期の遅れをできる限り短くするためには、地権者全員の同意や集中的な予算確保などが必要となる。

長期的にはダム事業が費用はかかるものの、府民の財産や安全を守る治水効果が早期に発現できること、また、現行ダム事業を中止した場合には約21億円かけて取得したダム用地が活用困難な府有地として残ること、ダム本体着工後の現段階で河川改修に変更する場合には、地元の理解や合意の取付けについて相当な困難が予想され、またそれに伴う人件費等のコストが発生することも予想される。

〔Ⅲ〕結論

再々評価案件である現在継続中の本ダム事業について、事業の進捗や効率性等の視点から点検したところ、事業に関して特段の課題は認められなかったことから、事業を継続することは妥当と考える。

但し、府では河川改修を含め代替案として様々な選択肢を探っているとのことであり、厳しい財政状況を考慮すると、当面の費用が少ない河川改修に切り替える方法や、その他の手法を採りえることも考えられる。

建設事業評価委員会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	府が新たに実施予定の建設事業のうち総事業費が10億円以上と見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画等の位置付け ・優先度 ・事業を巡る社会経済情勢 ・事業効果の定量的分析（費用便益分析等） ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 ・代替案との比較検討 など
再評価	<p>府が実施する建設事業のうち次のいずれかに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業 ・事業採択後10年間（但し、標準工期が5年未満の事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業 ・事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業 <p>〔事業計画又は総事業費の大幅な変更〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業を中止、休止（休止後の再開を含む）する場合 ②総事業費が3割以上増減する場合 ③その他、事業計画を大きく変更する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況 ・事業を巡る社会経済情勢の変化 ・事業効果の定量的分析（費用便益分析等） ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策など
(再々評価)	府が実施する事業のうち再評価実施後、一定期間（5年）が経過している事業	
事後評価	府が実施した建設事業のうち完了後5年を経過するまでの事業の代表的事例	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果やコスト等について計画時の想定と実績を比較し分析 など

平成 21 年度 開催状況（槇尾川ダム）

年 月 日	開 催 内 容
平成 21 年 6 月 15 日※	第 1 回委員会 委員長選出 <u>上期審議案件の事業概要説明</u>
平成 21 年 7 月 28 日※	第 2 回委員会 <u>府民による意見陳述・府民意見紹介</u>
平成 21 年 8 月 18 日※	第 3 回委員会 <u>個別事業審議</u>
平成 21 年 8 月 6 日 17 日 21 日 28 日	<u>現地視察</u> <u>槇尾川ダム・松尾川河川改修</u>
平成 21 年 9 月 17 日※	第 4 回委員会 <u>個別事業審議</u>
平成 21 年 10 月 27 日	第 5 回委員会 槇尾川ダムを除く上期審議案件の意見具申（素案）の審議 事後評価案件（13 件）の報告
平成 21 年 11 月 9 日※	第 6 回委員会 <u>個別事業審議</u>
平成 21 年 11 月 16 日	意見交換会 下期審議案件の事業概要説明
平成 21 年 11 月 24 日	第 8 回委員会 槇尾川ダムを除く上期審議案件の意見具申とりまとめ 下期審議案件の事業概要説明
平成 21 年 12 月 17 日	第 9 回委員会 個別事業審議
平成 22 年 1 月 7 日	第 10 回委員会 府民意見等の募集結果報告 個別事業審議
平成 22 年 1 月 12 日※	第 11 回委員会 <u>個別事業審議</u> 下期審議案件の意見具申（素案）の審議
平成 22 年 1 月 14 日※	第 12 回委員会 下期審議案件の意見具申とりまとめ <u>槇尾川ダムの意見具申とりまとめ</u>

日付欄の「※」は槇尾川ダムの審議を行った委員会であることを表す。

大阪府建設事業評価委員会 委員名簿

いわい たまえ	
岩井 珠恵	株式会社クリエイティブ・フォーラム ファウンダー
かしはら しろう	
柏原 士郎	武庫川女子大学生生活環境学部 教授
かも	
加茂 みどり	大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所 主任研究員
こいけ しゅんじ	
小池 俊二	株式会社サンリット産業 代表取締役会長
しもむら まさみ	
下村 眞美	大阪大学大学院高等司法研究科 教授
たたの ひろかず	
多々納 裕一	京都大学防災研究所 教授
どい としき	
土居 年樹	天神橋三丁目商店街振興組合 理事長
にいかわ たつろう	
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授
ほしの さとし	
○ 星野 敏	京都大学大学院農学研究科 教授
まがた ひでお	
曲田 秀男	株式会社曲田商店 代表取締役社長
ますだ のぼる	
増田 昇	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
まつざわ としお	
◎ 松澤 俊雄	大阪市立大学大学院経済学研究科 教授

(敬称略・50音順) ◎：委員長 ○：委員長代理

委員会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。
(<http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/kensetsu-pro/index.html>)
また、府政情報センター、事務局（行政改革課）に備え付けています。